平成２５年（フ）第２号
北海道足寄郡陸別町字陸別原野分線８番地26
債務者　中野　辰二
1　決定年月日時　平成25年１月15日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月14日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１３６１号
東京都あきる野市二宮2298番地テラスハウス二宮Ｂ棟
債務者　宮子　英夫
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２５３９号
横浜市旭区鶴ケ峰１丁目86番地の19
債務者　廣瀬　和義
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６３８号
神奈川県大和市上和田430番地６
債務者　伊藤　和美（旧姓今福）
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６４６号
横浜市保土ケ谷区霞台４番１―212号
債務者　北澤　　隆
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６８２号
神奈川県大和市つきみ野１丁目11番地32
債務者　岩田　　明
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１号
横浜市南区井土ケ谷中町１番地10　井土ケ谷共同住宅809号
債務者　田中　大樹
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７４６号
栃木県日光市今市1659番地14　桜ハイツＢ棟201号、前住所栃木県日光市大室1830番地234
債務者　片桐　律子
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月15日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第７５８号
栃木県芳賀郡市貝町大字椎谷516番地
債務者　横山　敦子
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第７６４号
栃木県塩谷郡高根沢町大字大谷1391番地14
債務者　黒内さゆり
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第７１３号
栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲2225番地
債務者　植竹　一正
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第７２７号
栃木県さくら市氏家2565番地１
債務者　近内　宏美
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第７３８号
栃木県下都賀郡岩舟町大字畳岡351番地１
石山コーポＡ―３、前住所栃木県下都賀郡岩舟町大字静92番地１
債務者　佐々野　勝（旧姓大阿久）
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第７３９号
栃木県日光市大室1831番地65
債務者　湯崎野一郎
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第７４０号
栃木県宇都宮市末広２丁目13番19号　末広市営住宅３号棟301号室
債務者　早坂　文乃
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６７３号
川崎市幸区小向西町４丁目22番地　清水荘102、前住所川崎市川崎区渡田新町２丁目６番８号　松山マンション103野崎方
債務者　高橋　美紀
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係